

項目名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長			
税目	所得税、法人税			
要望の内容	<p>【要望】 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあつては普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物にあつては普通償却限度額の48%）について、適用期限を2年間（令和9年3月31日まで）延長する。</p>			
	<p>【現行制度】 1. 製造業・旅館業 (1) 対象 ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p>			
	資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
<p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 (1) 対象 ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合</p>				
<p>【関係条文】 ・ 半島振興法第9条の2、第16条 (所得税) ・ 租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第2号 ・ 租税特別措置法施行令第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項及び第24項 ・ 租税特別措置法施行規則第5条の13第7項、第8項及び第9項 (法人税) ・ 租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第2号 ・ 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第2号、第16項第2号、第21項、第22項及び第25項 ・ 租税特別措置法施行規則第20条の16第7項、第8項及び第9項</p>				
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		- 百万円 (▲200 百万円の内数) (- 百万円)		

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、居住や経済活動に制約があること等により人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る民間事業の投資促進を図り、地域経済の活性化や雇用の確保を行い、人口流出の抑制を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>半島地域においては、地理的条件不利性により事業活動への制約があり、人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、民間事業者による投資促進を通じて事業の継続又は拡大を図ることで、雇用の場の確保や人口流出の抑制、地域経済の活性化が必要である。</p> <p>このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域における就業者数の業種別割合において相対的に大きい割合を占める製造業、半島地域の恵まれた観光資源や農林水産物を有効に活用した旅館業・農林水産物等販売業は基幹産業である。また、三方を海に囲まれ山がちな半島地域においては、地域特有の条件不利性の克服のためにデジタル技術の活用が特に有用であり、ICTを活用した生活サービスの向上などの取組を推進してきたところ、情報サービス業等は、地域経済の活性化や雇用の確保の維持・拡大はもとより、半島地域課題解決に寄与することで人口流出抑制が期待される重要な産業である。こうした主要産業において事業継続・拡大を図ることが必要である。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【半島振興法】</p> <p>第一条 この法律は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。）が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的とする。</p> <p>第六条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。</p> <p>2 国は、多様な主体の連携及び協力が半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興において重要であることに鑑み、半島振興計画に基づく事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施されるものについて、その事業を実施する地方公共団体その他の者に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第七条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、毎年度、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。</p> <p>第十六条 国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2024】</p> <p>第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現</p> <p>5. 地方創生及び地域における社会課題への対応</p> <p>(3) 地方活性化及び交流の拡大</p>

		<p>(個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。</p> <p>【令和7年度概算要求における政策体系図】 基本計画(令和5年3月策定) Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>
	政策の達成目標	<p>(政策体系における政策目的に係る目標)【既設】 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</p> <p>(租税特別措置により達成しようとする目標)【新設】 測定指標 半島地域における事業所数(製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等) 目標値 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)
	同上の期間中の達成目標	<p>【既設分】 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</p> <p>【新設分】 半島振興対策実施地域の事業所数の減少傾向を改善する。 本税制の対象地域における事業所数 令和3年:2,538事業所→令和8年:2,469事業所 平成28年～令和3年の本税制の対象地域における事業所の減少率から算出した令和8年の事業所数は2,469事業所である。事業所の減少を最小限度に阻止する観点から、目標値をその値以上とする。</p>
	政策目標の達成状況	<p>【既設分】 令和5年の半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は、1.02となっている。 ※コロナ禍による人口移動が著しく少ない期間含む</p>
	要望の措置の適用見込み	<p>令和6年度73件 令和7年度70件 令和8年度65件 ※ 令和6年度分は関係道府県へ聞き取った結果をもとに算出したもの、令和7年度及び令和8年度分は令和6年度分の数値を基に算出した推計値。</p>
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置は半島にとっての基幹産業又は成長産業であり、半島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置により事業者の設備投資を促進し、地域内外からの投資が活発化することで、半島地域の事業所数の維持・拡大(新設目標)に対して効果がある。</p> <p>例えば、総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」(令和6年3月)においては、本特例措置が事業者の設備投資の結果、生産性を向上させる効果がある可能性が報告されているほか、実際に事業者の事業継続や拡大に効果を発揮している事例が複数確認できる。</p> <p>また、半島地域における事業所数の維持・拡大を大前提として雇用の維持・創出が実現し、ひいては社会減の抑制にもつながると考えられるため、既設目標の達成にも効果が見込まれる。具体的には、本特例措置を適用した設備投資を行った結果、新規雇用に至った事例が複数確認できる。</p>

	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島振興法第17条 ・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 																	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>① 半島振興広域連携促進事業 78百万円 ② 都市・地域づくり推進調査費 8百万円 (令和7年度概算要求額)</p>																	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>①半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体による取組を一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 ② 半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。</p> <p>上記①②のソフト施策に対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、ソフト施策と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生み出されることが期待される。</p>																	
	要望の措置の妥当性	<p>上記の予算上の措置が半島地域に係る一体的・広域的な取組を支援するものであるのに対し、本特例措置は民間事業者による設備投資を直接的に促進し、事業の継続又は拡大に資するものであることから、半島地域における事業所数を維持・拡大するという新設目標を達成するための施策としての妥当性は高いと考えられる。 また、本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち主務大臣が認定した産業振興促進計画の実施地区における製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものに限定された措置であることから必要最小限度の措置である。 また、半島地域では、事業活動が制約されることから、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、本特例措置により緩和されているとはいえ、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが求められ、本特例措置を存置する必要がある。</p>																		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>195件 (185件)</td> <td>2,201百万円 (1,815百万円)</td> <td>511百万円 (421百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>151件 (172件)</td> <td>1,979百万円 (1,687百万円)</td> <td>459百万円 (391百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>88件 (163件)</td> <td>801百万円 (1,599百万円)</td> <td>186百万円 (371百万円)</td> </tr> </tbody> </table>				適用件数	適用額	減収額	令和3年度	195件 (185件)	2,201百万円 (1,815百万円)	511百万円 (421百万円)	令和4年度	151件 (172件)	1,979百万円 (1,687百万円)	459百万円 (391百万円)	令和5年度	88件 (163件)	801百万円 (1,599百万円)	186百万円 (371百万円)
			適用件数	適用額	減収額															
令和3年度	195件 (185件)	2,201百万円 (1,815百万円)	511百万円 (421百万円)																	
令和4年度	151件 (172件)	1,979百万円 (1,687百万円)	459百万円 (391百万円)																	
令和5年度	88件 (163件)	801百万円 (1,599百万円)	186百万円 (371百万円)																	
<p>【出典】 適用件数及び適用額は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。また、減収額は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。</p>																				

		<p>※括弧内は前回要望時の見込値</p> <p>【令和5年度実績が前回要望時の見込値と乖離している理由】 前回要望時は過疎地域を含む見込値を算出していたが、令和5年度からは過疎地域を除くこととしたため。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却</p> <p>① 租税特別措置法の条項 租税特別措置法第45条</p> <p>② 適用件数 令和2年度：73件 令和3年度：69件 令和4年度：58件</p> <p>③ 適用総額 令和2年度：688百万円 令和3年度：618百万円 令和4年度：390百万円</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置は半島振興において重要としている業種における設備投資を促進し、地域内外からの投資が活発化し、事業の継続・拡大が図られ、半島における就業機会の維持・創出、ひいては社会減の抑制を図るために措置されたものである。具体的にも、本特例措置を活用して最新の製造設備を導入することで、地域内外からの新規雇用や数人規模～十数人規模の新規雇用を実現している事業所もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。</p> <p>これらを踏まえれば、当該特例措置が、半島における就業機会の確保や人口減少傾向の改善に寄与している。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和4年度の政策目標(半島地域における社会増減率過去5ヶ年平均との比)に係る指標値については、0.84となっており、過去5ヶ年平均との比を1.00未満とするという政策目標を達成したようにもみえるものの、令和4年度の指標値の算出に当たっては、コロナ禍の影響を受けた数値が含まれている点を加味する必要がある。具体的には、コロナ禍においては、コロナ禍以前と比較して人口移動が著しく少ない期間であり、社会増減率の比を算出する根拠として適当ではなく、コロナ禍前の社会増減の傾向も考慮すべきと考えられる。この点、平成26年から令和元年までの社会増減率を使用して政策目標に係る指標値を計算すると、1.15(=令和元年の社会増減率/平成26から30年までの社会増減率の5ヶ年平均)となることから、仮に、コロナ禍の影響がなく従前の社会増減の傾向が継続していたとすると政策目標の達成はできていなかったと考えられる。</p>
	これまでの要望経緯	<p>昭和61年度 創設 (機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超)</p> <p>昭和63年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成2年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成4年度 適用期間の2年延長 (1,900万円超)</p> <p>平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長 (2,300万円超)</p> <p>平成10年度 特別償却率引下げ (機械等 14/100→13/100)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長 (機械等 12/100 建物等 6/100)</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長 (機械等 12/100→11/100)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長 (2,500万円超)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長</p>

	(機械等 11/100→10/100)
	旅館業の追加
	(過疎地域に類する地区：建物等 7/100)
平成 19 年度	適用期限の 2 年延長
	(旅館業：建物等 7/100→6/100 2,000 万円超)
平成 21 年度	適用期間の 2 年延長
平成 23 年度	適用期限の 2 年延長
	旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加
平成 25 年度	割増償却へ改組
	旅館業、情報サービス業等の追加
	取得価額要件の引下げ
	(2,000 万円超→500 万円以上)
平成 27 年度	適用期限の 2 年延長
平成 29 年度	適用期限の 2 年延長
令和元年度	適用期限の 2 年延長
令和 3 年度	適用期限の 2 年延長
	(対象資産の取得価額が一定の金額以上であること との要件における取得価額を法人税法等の規定に よる圧縮記帳の適用後の金額とする)
令和 5 年度	適用期限の 2 年延長
	(過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別 措置法に基づく過疎税制適用地区を除外)